

裁判所書記官印

本人調書

(この調書は、第13回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	平成29年(ワ)第125号 平成29年(ワ)第535号 平成30年(ワ)第468号
期日	令和2年10月20日 午前10時00分
氏名	██████████
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

速記録のとおり

以上

せん
宣

せい
誓

りょうしん ^{したが}
良心に従って、^{しんじつ} 真実を^の述べ、

なに ^{ごと} ^{かく}
何事も隠さず、^{いつわ} 偽りを^の述べない

ことを^{ちか}誓います。

氏名

[Redacted Name]

速 記 録 (令和2年10月20日 第13回口頭弁論)

事件番号 平成29年(ワ)第125号, 同第535号
平成30年(ワ)第468号

本人氏名

原告ら代理人(松田)

甲D第6号証(陳述書)を示す

1 これは[]さんの陳述書ですね。

はい。

2 内容は正確に記載してありますか。

はい。

3 陳述書によりますと、[]さんは、長崎に原爆が投下された1945年8月9日は、長崎中心部から4キロほど離れた旅館にお母さんと子供だけで疎開していたのですけれども、当時7歳ですか。

はい、そうです。

4 記録によりますと、原爆投下は、その日の午前11時02分とされていますけれども、その直前は何をしていましたか。

その日は朝から天気もよくて、すごく暑い日だったんです。それで、何も起こらないわ、今日はとって、母が表で遊んでもいいよと言って1時間ぐらい遊ばせてもらったんですが、11時前になって母がもう中に入ったほうがいいよと呼びに来たので、旅館の中に入りました。

5 通常は、やはり爆撃があるかもしれない、危険だからということで余り遊べなかった。

はい。

6 そうすると、久しぶりに遊んで楽しい直後、戻った直後に原爆が落とされたということですね。

はい。

- 7 原爆投下の直後は、どんな状態でしたか。

旅館の中は、旅館の階段が全部崩れ落ちて、2階の方々のうめき声が聞こえていました。助けてくれという声が聞こえてたんですが、私たち家族はちょうど布団部屋の中にいたので、おかげでけがもなく外に出ることができました。命懸けで出ました。

- 8 九死に一生を得たというような感じですかね。

そうです。不思議なぐらいですね。

- 9 外に出てからは、周りはどんな状態でしたか。

本当に焼け野原というか、子供でしたので余り記憶にはないんですが、恐ろしい状況であったことは覚えています。

- 10 そういう様子の中で、一緒にいたお母さんはどんなことを言いましたか。

いつも母は何かあったときには、ちょうど旅館の前に湖がありまして、もし何かのときは家族でこの湖に入ろうというふうにいつも言っておりました。

- 11 そういう意味では、日常的にお母さんは家族共々死を覚悟しようと、そういうことだったんですか。

小さいときのことでですから、ちょっと分かりませんが、湖の中に入ろうという母の言葉がすごく怖かったですね。

- 12 今でも覚えてる言葉なんですね。

はい、目をつぶると思い出します。

- 13 その後、お母さんと御家族はどうしましたか。

次の明るる日に4キロ離れた父の職場というか、職場に歩いていってみようということで、家族4人で歩きました。

- 14 歩いている道すがらの光景で覚えてることがありますか。

もう全部黒焦げになった死骸の山で、本当にこの世のものなのかと、

子供ながらもそう思いましたので、本当にもうあのときのことを忘れることはできません。

15 特に忘れられない光景というのがありますか。

私は、お母さんが子供さんを抱えて、そして背中には赤ちゃんをおんぶされていて、そのままの姿でいらっしゃったことを本当にいまだに忘れることはできないし、時々やっぱり思い出すことがあります。

16 とにかくそのままの状態で亡くなっていたということですね。

そうです。

17 陳述書では、何とか家族が再会して、苦勞してお父様の故郷である宮崎県の日南市にたどり着いて、戦後そこで暮らしたこと、様々な苦勞があったことが記載してありますが、御家族は全員被爆者ですか。

はい、そうです。

18 御家族が被爆者であることを長年周囲に知られないようにしてきたということが書いてありますが、どんな理由からだったのでしょうか。

やっぱり被爆者というのは、周囲の目がすごく気になってまして、父もやはり今後のことを考えて、分からないようにしとこうということで、被爆の健康診断とかあったんですが、そこに行かずに家にいて人に分からないようにしていました。

19 本当に大変な被害を受けたんだけど、差別まで受けかねないという、そういう状態だったんですね。

そうなんです。

20 原爆に関しては毎年広島、長崎の被爆者慰霊祭などもありますし、そういうテレビの報道とかありますけど、被爆を隠してるときは、どんな思いで御覧になっていたのでしょうか。

なるべくテレビを見ないように、8月9日って分かってましたので、その日は行かないのも悪いなと思いつつ、やはり自分たちは被爆者

ではないというようなことで生活してましたので、本当に重苦しいような、ちょっと自分に対していけないなと思いながらも、やっぱり家でその日は過ごしておりました。

21 非常に複雑な思いだったということですね。

そうですね。

22 その後、宮崎県原爆被害者の会の日南市の役員を引き受けて、被爆者であることを周囲に明らかにするようになったと。そして会長も務められたということですが、そのようにお考えが変わったのはなぜですか。

やはり広島、長崎、21万人の方が一瞬のうちに命をなくされて、そして多分私もその中に入っていたかもしれないのに生き残ったということは、やっぱり何か私にしなければいけないことがあるんじゃないかということがありまして、本当にそれから自分で被爆者であるというふうに手を挙げて何でも行くようにいたしました。

23 使命感のようなものが芽生えたということですね。

そうですね。今までの自分が本当に情けないなと思ってました。

24 原爆被害者の会として、これまでどのような思いで活動してきたかお話ししてください。

やっぱり会も私の考え方も一緒だったので、活動は本当にみんなで力を合わせて、核はいけないということで、絶対に戦争をしてはいけない、核は使ってはいけない、そういうような思いで私たち被爆者は、むち打って頑張ってきました。

25 三度被爆者を作らないと陳述書に書かれてありました。

そうですね。それが一番でした。

26 核と人類は共存できないということも書いてありますね。

本当にそうです。

27 戦争そのものについては、どんな思いを持っているんでしょうか。

戦争はしてはいけないということはもちろんですが、やっぱり自分の子供、周りの方々に自分が経験したことを、してはいけない、させてはいけないという思いでみんな活動してきたんです。

- 28 子供や孫、後世に同じ経験をさせてはならないと、そういうことですね。それが一番ですね。

- 29 原爆で亡くなった方々への思いは先ほども少しお話しいただいたんですが、どんな思いでしょうか。

やっぱり生きてくても生きられなかった方々の魂が一番大切だということで、これを受け継いでいくのも私たちだと思います。それで、頼りない自分ですけれども、被爆者、原爆被害者の会の皆様と一緒に活動をしていこうというようなことでいろんな活動をしてまいりました。

- 30 長崎の原爆慰霊祭にも行かれていますか。

はい、行っております。長崎に帰ると、どうしても当時7歳の自分に戻って、あのときのことが浮かんできて、本当に涙、涙で3日間過ごしていました。

- 31 決意を新たにする機会でもあるということですかね。

そうですね、皆さんとお会いして。

- 32 質問を変えますが、この新安保法制が国会で強行採決されたときに、どのようなことを思いましたか。

一生懸命頑張ってきたのに、また元に戻るのかなというのもあったし、本当に寂しい思いが一杯でした。

- 33 何か一生懸命努力してきたことが踏みにじられたような思いとお聞きしていますか。

そうですね。本当にそう思いました。

- 34 2017年の7月7日に国連で核兵器禁止条約が採択され批准国も増えて、あと3か国の批准で条約発効というところまで来ていますが、このことにつ

いてはどのように思っていますか。

すぐく被爆者にとっては喜びました。私たちがやってきたことがようやく実ったのかなと思いましたが、やっぱりあと3か国がまだ批准してないということだったので、早くそういうふうになればいいなと思いつながら。

35 早期批准と発効を願ってるとお聞きしていいですか。

そうですね。

36 日本は、この核兵器禁止条約交渉に参加せず、条約に反対の立場を取っていますけれども、そのことをどう思っていますか。

被爆者にとっては最悪の問題です。やっぱり唯一の被爆国である日本が批准に参加しないということに対して、本当に被爆者の一人として寂しい思いがいたしました。

37 寂しいだけでなく、憤りのようなものがありますか。

それもありました。

38 いろんなそういう思いでこの訴訟の原告になられたわけですが、最後に裁判所に言いたいことがありますか。

裁判所は人権のとりでだと思っています。核戦争は私たちにとっては人権侵害以外の何ものでもございません。また戦争が起こりつつある状況の中で、私たち被爆者にとって人権侵害がまた起こるんじゃないかと心配しています。唯一被爆国の裁判所が、私たちにふさわしい判決を出していただけたらと思っています。

被告指定代理人（阿波野）

39 特にございませぬ。

宮崎地方裁判所民事第2部

裁判所速記官 東元美樹

